

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

1世帯 10万円

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金を受給するためには、手続きが必要です。

- (1) 給付金の支給額：1世帯あたり10万円
- (2) 給付金の支給時期：確認書または申請書を、町が受理した日から30日以内が目安です。
- (3) 給付金支給の対象：
 - ① 世帯全員の「令和3年度 住民税均等割が非課税」の世帯
 - ② ①以外であり、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）
- (4) 受給のために、必要な手続き

① 世帯全員の「令和3年度 住民税均等割が非課税」の世帯に該当する場合
 令和3年12月10日時点で町に住民登録がある世帯の世帯主へ、確認書をお送りします。
 2月下旬に発送を予定していますので、必ずご確認ください。
 ※支給要件に該当する世帯で確認書が届かない場合は、お問い合わせください。

令和3年1月1日以前から、世帯全員が現住所にお住まいの場合	令和3年1月2日以降に、転入された方がいる世帯の場合
町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。以下の内容を確認して、大豊町地域福祉課へ返送してください。 i) 記載された給付金振り込み口座番号は正しいか ii) 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか	対象世帯の確認後、順次、町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。確認書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、持参または郵送にて大豊町地域福祉課へ提出してください。（一部申請が必要な場合があります。）

② 収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

大豊町地域福祉課へ、申請が必要です。

※「住民税非課税相当」とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。住民税非課税となる年間給与収入の目安（大豊町の場合）：単身の場合93万円以下、配偶者を扶養の場合137.8万円以下

申請時点で町に住民登録がある方は、申請をしてください	※対象となるのは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯です。
申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、持参または郵送にて大豊町地域福祉課へ提出してください。 【申請締め切り】令和4年9月30日（金）まで 【申請書用紙の配布・申請先】大豊町 地域福祉課	※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

問い合わせ先

- 大豊町 地域福祉課 0887-72-0450（8時30分～17時15分）
- 内閣府 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎0120-526-145（9時～20時）

介護保険料の特別徴収について

- ◆ 年金から特別徴収（天引き）される介護保険料額は、毎年7月に決定します。
- ◆ 4月・6月・8月の特別徴収では、仮に設定された保険料額を徴収します。これを仮徴収といいます。
- 年間保険料額を決定する際には、4月/6月/8月の仮徴収額と、10月/12月/2月の本徴収額の合計が年間保険料額になるよう算定します。
- 仮徴収は前年度の所得段階区分を基に保険料額を決定するため、当年度と前年度の所得段階区分が変わった場合、本徴収の保険料額が増減します。保険料段階や保険料額が変わらなければ、仮徴収と本徴収の金額差は年々小さくなります。
- 【前年度から継続して特別徴収の方】
- 4月は、前年度の2月と同じ額を徴収します。
- 6月/8月は、前年度と同段階の保険料年額の半額から4月分を差引いた額を仮徴収します。
- 10月/12月/2月は前年の所得に基づいて算出された年額から、仮徴収額を差引いた額を振り分けて徴収します。
- 【今年度から初めて特別徴収となる方】
- 令和3年10月2日までに65歳になった方は、4月から特別徴収が適用されます。
- 4月/6月/8月は原則として、前年と同段階の保険料年額の半分の額を仮徴収します。
- 10月/12月/2月は前年の所得に基づいて算出された年額から、仮徴収額を差引いた額を振り分けて徴収します。

問い合わせ先

地域福祉課 介護保険班 小森・小松

犬の飼い主さんへ

- 犬の登録や狂犬病予防接種は、「狂犬病予防法」で飼い主の義務として定められています。町内の飼い犬に関する届出は、健康づくり班までお願いします。
- 【犬を飼い始めたとき】
- 生後間もない犬を飼うときは、生後90日を経過した時点で、「犬の登録」が義務付けられています。登録手数料は3,000円です。
- 町外で登録されていた犬を飼うときは、「犬の登録変更届」が義務付けられています。手数料は必要ありません。
- ◆ 町内で登録した犬には大豊町の鑑札を交付します。
- 【飼い犬が死亡したとき】
- 登録していた犬が死亡したときは、「犬の死亡届」を提出してください。
- 【飼い主の住所が変わったとき】
- 飼い主が大豊町から別の市町村へ住所を異動したときは、新しい住所地で変更届を提出してください。犬の飼い主が変わったときや、別の市町村から大豊町へ住所を異動したときは「犬の登録変更届」を提出してください。
- 【対象者】
- ◆ 障がいや病気のある方で一般企業へ就労を目指す方
- ◆ 就労の継続や生活に不安がある方
- 【障がい者の就労相談について】
- 障業者就業・生活支援センター「ゆづあい」が就労に関する無料移動相談を実施しています。日時などについては、個別に対応できますので、お問い合わせください。

問い合わせ先

地域福祉課 健康づくり班 下村

◆ 障がい者雇用をしている企業担当・支援事業の方

問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 高岡

大豊町戦没者追悼式について

毎年4月の第3土曜日に、大豊町戦没者追悼式を開催しています。本年は次のおり開催します。感染症拡大防止対策を徹底したうえでの開催となりますので、ご参加される皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

【日時】4月16日（土）午前10時

【場所】総合ふれあいセンター

※供物などは辞退させていただきます。

※服装は平服で差し支えありません。

※感染症の状況により中止となる場合があります。

問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 岡崎

電源立地地域対策交付金を活用しています

発電所が設置されている地域やその周辺地域には、地域住民の方の発電施設に対する理解を促進することを目的として、国から、公共施設設備の整備や、地域活性化などの事業に対する、電源立地地域対策交付金が交付されています。

大豊町では、水力発電所（大田口発電所・東豊永発電所・平山発電所）が、交付金の対象となっており、地域の子育て環境の充実を図る目的で、町立保育所（大杉・大田口）の運営費の一部にこの交付金を充てており、令和3年度は、9月/11月分の保育士給与に対して、533万1千円の交付を受けました。

今後も、水力発電に対する地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

総務課 企画財政班 井上